

一般社団法人日本産科婦人科遺伝診療学会認定制度規約

1. 目的（理念）

産婦人科医療に関わる遺伝診療を適切に行うために、一般社団法人日本産科婦人科遺伝診療学会（以下、本学会とする）の会員（以下、会員とする）の遺伝診療の質の向上を目的として、遺伝学的な知識や技能を認定する制度を設置する。この制度の究極的な目標は、遺伝医療を必要とする女性やその家族に適切な医療支援を提供できる産婦人科医療体制を構築することである。

2. 認定対象となる診療分野

周産期、婦人科腫瘍、生殖医療、女性ヘルスケアの4分野において認定を行う。対象の詳細については、細則に定める。

3. 認定の方法

本学会が行う認定試験に合格することをもって認定がなされる。認定試験の詳細については細則に定める。

4. 認定の対象者

本認定の対象者は、本学会の会員で日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医とする。日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医でない者、本学会の会員でない者（以下、非会員とする）は、認定を受けることはできない。

5. 認定試験の受験資格

認定試験の受験資格は、細則で規定した実習、講義を受講した会員に与えられる。

6. 認定の効力および期間

本制度による認定は、あくまでも知識・技能に対する評価・認定であり専門性を規定するものではない。また、認定の効力は、認定後5年間とし、引き続き認定を希望するものは細則に定める更新要件を満たす必要がある。

7. 受講資格

本会会員は、細則に規定した実習、講義を受講することができる。なお、認定試験の受験を希望しない者も、実習、講義を受講することができる。また、非会員も、一定の要件を満たせば実習、講義に参加することができる。

8. 認定制度委員会

認定制度委員会（以下、本委員会とする）は、実習および、講義、認定試験の企画・運営を行う。運営にかかる細則は本委員会において定める。

本委員会は、委員長と委員から構成される。本委員会の委員長は、理事会において会員の中から選出される。委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得た者で構成される。委員は、原則として会員から選出されるが、若干名であれば非会員に委嘱できる。

実際の業務遂行においては、認定試験ワーキンググループを設置して委託する。認定試験ワーキンググループの構成員も委員と同様の基準で選出され、構成員には、日本人類遺伝学会と日本小児科学会より推薦を受けた者を含めることを要する。

9. 規約の改定

本規約の改定は、本委員会の決議を経て、理事会の承認をもってなされる。

附則

本規約は、平成 30 年 8 月 28 日より施行する。

令和元年 5 月 15 日改訂

令和元年 12 月 19 日改訂

令和 2 年 4 月 28 日改訂

一般社団法人日本産科婦人科遺伝診療学会認定制度細則

1. 対象項目

日本産科婦人科遺伝診療学会認定制度の認定対象分野は以下の通りである。

- ア. 周産期
- イ. 腫瘍

2. 受験資格

受験資格は、細則第3条に定める講義および細則第4条に定める実習、双方を修了した者に与えられる。受験資格は、講義は単位取得後3年間、実習は単位取得後5年間有効とする。但し、既に本学会の認定を受け、認定期間内にあるものは、認定試験の受験を認められない。

3. 講義

コミュニケーション、基礎科目、臨床科目について、各1時間、計3時間以上のプログラムを設定し、そのプログラム全ての受講をもって受験資格の要件を得られる。

4. 実習

ロールプレイによる演習とし、3時間以上の演習参加により受験資格の要件が得られる。実習の参加は、医師、認定遺伝カウンセラー、その他の医療専関係者に限られる。

5. 認定試験

試験は、筆記試験で行われ、内容はコミュニケーション、基礎科目、臨床科目に関する設問で構成される。

筆記試験の合格基準は、正答率9割以上とする。

6. 認定及び登録

認定試験合格者で認定登録希望者は、申請書に認定講習受講証、実習受講証、および申請時において有効な産婦人科専門医認定証の写し、申請料(10,000円)を添えて本学会に申請する。

7. 更新要件

更新の必須要件として、認定後5年間のうちで少なくとも3回本学会学術講演

会（以下学術講演会）に参加することを要する。ただし、学術講演会の参加が2回であった場合でも、別表の関連学会もしくは研修会に1回参加することで学術講演会の参加1回分に充てることができる。また、認定後5年間のうちで認定講習受講証を2枚以上取得していることを要する。

8. 更新

認定試験合格者で認定登録更新希望者は、申請書に更新に必要とする認定講習受講証および、更新要件となる学術講演会もしくは関連学会などの参加証の写し、申請時において有効な産婦人科専門医認定証の写し、申請料（10,000円）を添えて本学会に申請する。

9. 更新の延長

- 1) 更新期限内に条件を満たすことができなかった場合は、更新期限を原則として1年間延長することができる。
- 2) 病気・留学・妊娠など認定制度委員会が妥当と認めた事由がある場合は、更新期限を原則として3年間延長することができる。
- 3) 更新の延長には、延長申請書の提出が必要となる。2)に該当する者で、2年以上の延長を希望する者は、1年毎に延長申請書の提出を要する。

10. 認定証の再発行

紛失、棄損等の正当な理由で認定証の再発行を希望する者は、所定の手続きを経て認定証の再発行を受けることができる。

11. 細則の改訂

細則は本委員会の議決をもって、改定することが出来る。

附則

本細則は、平成30年8月28日より施行する。

平成30年11月20日改訂

平成31年2月14日改訂

令和元年7月1日改訂

令和2年2月25日改訂

別表 更新単位とできる関連学会および研修会

- ・日本人類遺伝学会大会
- ・日本遺伝カウンセリング学会学術集会
- ・日本人類遺伝学会が主催する臨床遺伝に関するセミナー
- ・日本遺伝カウンセリング学会が主催する臨床遺伝に関するセミナー